

令和2年度

定期監査結果報告書

犬山市監査委員

第1 監査の種類

定期監査

第2 監査の期間

令和2年10月8日から令和3年1月27日まで

第3 監査の対象部局及び施設

1 部局監査

経済環境部：環境課・産業課・観光課

健康福祉部：福祉課・高齢者支援課・健康推進課・保険年金課

市民部：市民課・税務課・収納課・地域協働課・防災交通課

出納室：会計課

議会事務局：議事課

監査事務局：監査事務局

2 施設監査

犬山西小学校、栗栖小学校、犬山中学校

城東子ども未来園、城東第2子ども未来園、今井子ども未来園、犬山幼稚園

第4 監査の範囲

令和2年4月1日から令和2年10月31日までの事務事業(一部、過年度分も含む)

第5 監査の方法

1 部局監査

あらかじめ提出を求めた監査調書に基づき、抽出により関係簿冊等の予備監査を行い、実施した。

〈主な着眼点〉

①財務に関する事務及び各種台帳類が適正に処理、整備されているか。

②財務に関する事務の執行が、計画的かつ効率的に行われているか。

③経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか。

2 施設監査

各施設に出向き、各種帳簿等の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

〈主な監査項目〉

①現金、金券、公印等は、適正に管理されているか。

②職員の出退勤や休暇は、適正に管理されているか。

③備品や物品は、適正に管理されているか。

④施設の維持管理は、適切に行われているか。

第6 監査委員の除斥

議会事務局に係る監査の一部について、議会より選出された鈴木監査委員を地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥した。

第7 監査の結果及び意見

監査を実施した範囲において、各所管の事務事業は、おおむね適正に処理されているものと認められた。なお、軽微な指摘事項については、その都度、口頭で是正指導を行った。

各所管の監査における主な指摘事項・意見は、次のとおりである。

～～～ 総 括 ～～～

1 補助、交付金及び負担金の見直しについて

補助、交付金及び負担金は、例年の定期監査及び財政援助団体監査等においても、繰り返し適正化に向けた検証等の必要性を指摘事項に挙げているところである。しかしながら、所管課は各補助金等の個別具体的な見直しを常に心掛け、また財政部局は予算要求された補助金等に対して、深掘りした上で内容、金額を査定している現状であるとは言い難い。時期を定めた上で、補助金等の対象団体、補助内容及び交付目的に対して、例外なく総検証にあたられたい。

なお、補助金等の交付団体のうち、預貯金等の保有財産が多い、賃金・退職金の支給額が市職員より優遇されている、または財政規模から見ると少額の補助を受けているに過ぎない等の状況が認められる場合、補助金等を交付する必要性を明白にし、妥当性を証明されたい。

2 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

現在、世界的に蔓延している新型コロナウイルス感染症については、未だ終息の兆しは見せておらず、市民、企業等に及ぼす影響も深刻な状況が続いている。一方で、市民税の減少等により、長期的な税収の伸び悩み及び市債の増加が想定される。限られた予算・人員であるため、感染症対策を十分図るとともに、最も効果的かつ効率的な財政運営に取り組まれたい。

《経済環境部》

産業課

【指摘事項】

(1) 漁業協同組合育成事業補助金及び労働者福祉団体補助金を交付されている各団体では、預貯金の保有が潤沢であり、多額の繰越金が発生しているにも関わらず、定額の補助金を交付し続けている状況にある。こうした現状を鑑みて、交付の必要性も十分に検証し、補助額を算定されたい。

なお、両団体には近隣自治体からも同様の補助金が交付されているため、自治体間の協議に基づいた調整を図りつつ、協同して意見集約に努められたい。

観光課

【指摘事項】

(1) 観光プロモーションの一環として、職員が札幌出張及び別日程で企画されたバンコク（タイ）に渡航した際、予定のプロモーション事業が終了したため、同行者が帰路に就くところ、いずれも1日延泊している事例が見受けられた。決裁文書では延泊の旅費が認められているものの、出張復命書等を確認する限り、延泊の必要性が疑問視される。延泊して得た効果について、市民が納得できる説明責任を果たされたい。

(2) 木曾川うかい事業費特別会計から支出している鵜飼遊漁負担金は、鵜飼を行う鵜舟4艘の遊漁に関する負担金であるが、支出にあたっての規則等は明文化されておらず、定額になっている負担金額も、愛北漁業協同組合を含む4漁協との口約束により決定しているものであった。しかしながら、鵜舟4艘全ての出船を前提にした取り決めとなっているため、その妥当性を十分検証の上、漁業組合と協議し、結果を覚書等により明文化されたい。

《健康福祉部》

健康推進課

【指摘事項】

(1) 市休日急病診療所は、日曜・祝日に応急の医療を行うため必要とされる施設であるが、新型コロナウイルス感染症等の原因により、患者数が減少傾向であることに加えて、慢性的に赤字運営の施設となっている。所管課として、診療所の稼働実態及び問題点を現認するとともに、市の附属機関である休日急病診療所運営協議会の理解及び協力も得ながら、コスト面の業務改善に注力されたい。

また、休日急病診療所を黒字運営している自治体の調査研究も鋭意実施する等、改革に向けた一助とされたい。

- (2) 市民健康館温泉水輸送委託については、指名競争入札において委託業者を選定しているものの、応札者は1者のみであり、かつ同一業者が受託している現状である。万一、現在の受託業者に不測の事態が生じた場合には、次点で入札した業者が不在のため、即時に温泉水輸送業務を代行できる業者の確保は困難となる。温泉棟には多額の修繕費等を要しており、温泉水の輸送業務委託を継続する方針であるならば、こうした状況はリスク管理の観点から懸念がある。次年度の契約の際には、現在の受託業者以外にも応札できるよう、同一業務に取り組む自治体及び民間企業の現状を調査・検証し、リスク対応に備えられたい。

《市民部》

地域協働課

【指摘事項】

- (1) 新規事業である犬山市協働プラザ運營業務には、990万円の委託料が支出されている。しかしながら、自主事業やフューチャーセッションの催事について、新型コロナウイルス感染症に伴う自粛があると仮定しても、参加人数の伸び悩みが見られる。運営委託に多額の経費を支出していることから、時間的猶予は認められないため、委託料相当の成果が上げられるよう、協働プラザの運営及び事業展開について受託業者を指導・監督されたい。
- (2) 犬山市協働プラザの運営委託に含まれる地域資源バンクの運用業務においては、協働プラザ発足以前から蓄積されてきた人材等の情報を引き継いでいるものの、収集された情報が有効活用に至った事例は極めてわずかであり、その後の活用に結び付いていないと思われる。事業展開にあたっては、具体的な数値目標を設定するとともに、委託した成果も明確にされたい。
- (3) コミュニティ推進地区助成金の令和元年度実績報告書を確認したところ、助成金算定にあたって対象となる経費については、コミュニティ活動に要する経費とする旨が交付要綱に定められているにも関わらず、繰越金等を対象経費に含めていた。これらを対象経費から除くと、助成額が要綱で規定する上限額を超えているコミュニティが見受けられたため、所管課は助成金交付に際し、対象経費とすべき具体的費目を改めて検証したうえで、職員間における認識の共有を徹底されたい。加えて、上限額を超える分については精算を行い、余剰分は返還を求める等、適正に対処されたい。

防災交通課

【指摘事項】

- (1) 補助団体である犬山交通安全協会の決算報告では、職員の退職積立金を特別会計として計上しているが、協会の就業規則に規定された方法に基づき算定したところ、実際に職員が退職した場合に支給される金額を、大幅に超える額が積み立てられていた。退職金見込額を超えた退職積立金については、取り崩して一般会計の繰越金とする等、同様の補助金を交付している近隣自治体と情報共有を図り、適正な財務処理となるよう助言されたい。

各子ども未来園、幼稚園

【指摘事項】

- (1) 各園では、出勤管理の観点から出勤簿の用紙を備え、職員が出勤した際には押印させているが、出勤日ではないにも関わらず押印していた事例のほか、2か所の子ども未来園に勤務する職員が各園の出勤簿に押印するのではなく、2か所分をまとめて1か所の園の出勤簿に押印していた事例等、依然として不適切な状況が見受けられた。出勤状況は、給与及び報酬の支払いに反映するものであるため、出勤管理には責任感を持って取り組まれない。

【意見】

- (1) 監査対象とした園の施設管理状況を確認したところ、防犯カメラが設置されている園は少ない状況であった。不審者の侵入を妨げる等犯罪の抑止効果が期待できることから、安全で安心な保育・教育環境の向上を図るため、全園での防犯カメラ設置が望ましいと考える。
また、園内に施設点検業者等の部外者が出入りする場合は、いつ、誰が、どういう目的で来園したか記録する等、防犯対策を施されたい。
- (2) 一部の園において、PTA会長の個人印を職員室の金庫で保管している園が見受けられた。PTA会費を口座管理するため、事務上の理由から保管・使用しているとのことだが、金融機関への届出印でもあるため、不正防止の観点から会長自身の保管を本来とされたい。
- (3) 消防設備点検及び樹木管理等、施設一括管理業務委託について、業者から提出された実施結果報告書を見る限りにおいて、仕様書の内容に沿った点検が契約どおり実施されているか確認できない状況であった。市は委託元であるため、点検実施の際には業者任せに終始せず、折を見て現場での立会いを心掛けるよう意識されたい。

各学校

【指摘事項】

- (1) 実験用の薬品を管理する理科準備室は、出入扉及び保管キャビネット等が施錠できる状態であったが、一部の学校において、薬品管理台帳記載の薬品保有量と実際の量が不一致であったほか、プールで使用する薬品類の管理台帳が作られていない状況を確認した。劇物等を含む薬品の適正管理は基本であり、事件・事故に繋がる恐れもあるため、管理の徹底と合わせて保有量を正確に記録するよう留意されたい。
なお、薬品の購入もしくは開封後、長期間にわたって未使用の状態が続いており、保管期限及び廃棄に関する取り決め等がされていない場合には、統一した指針を示されたい。

【意見】

- (1) 一部の体育館において、天井部分から雨漏りしている現状が認められた。教育委員会では、各校の施設修繕及び安全性確保のための工事等を、計画に基づき施行していると推察するが、実施にあたっては優先度を考慮した上で取り組まれない。

- (2) 未収金等の現金納付を受けて領収書を発行した際、領収書の控えを残しておらず、記載する発行者名等が学校事務員となっている事案が見受けられた。領収書を発行する場合は手元に控えを残すとともに、一連の通し番号を記載し、発行者を学校長等の名称に改めたうえで公印を使用することが望ましいため、一考されたい。